

## 管理組合代表者等の変更に必要な書類一覧

- ・ 交付決定後から利子補給金交付完了までの間に、代表者や管理組合名に変更があった場合は、代表者等変更の手続を行ってください。（原則郵送提出）

■ 代表者等変更に必要な書類…代表者等変更には、以下の（１）～（４）が必要です。

### （１）管理組合代表者等変更届

- ・ 助成申込後に交付決定通知をお送りする際に 1 枚同封します。  
なお、管理組合代表者等変更届の様式は、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。

### （２）総会等の議事録の写し

- ・ 変更後の理事長の氏名と、変更が承認されたことを確認できる、総会や理事会の議事録を提出してください。

### （３）支払金口座振替変更届（利子補給額確定申請後に変更する場合のみ提出）

- ・ 支払金口座振替変更届の様式は、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。

### （４）通帳の写し（利子補給額確定申請後に変更する場合のみ提出）

- ・ 口座名義、口座番号が記載されたページの写しを提出してください。

## 【郵送先】

手続の進捗状況によって、郵送先が異なります。

#### ■ 利子補給額確定申請前（同時の場合を含む。）に変更する場合

〒163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1  
東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション施策調整担当

#### ■ 利子補給額確定申請後に変更する場合

〒163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1  
東京都 住宅政策本部 民間住宅部 計画課 助成管理担当